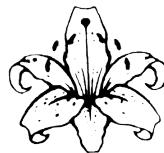


# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成30年6月15日（金曜日）定期 第2995号

目次	ページ		
<b>○規則</b>			
住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則（政策・市町村課）	357	○公安委員会告示	
神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（環境農政・水産課）	357	行政不服審査法による公示送達（警察・運転教育課）	360
海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則（環境農政・水産課）	357	○公告	
<b>○告示</b>		特定非営利活動法人の設立の認証申請（政策・NPO協働推進課）	360
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（環境農政・大気水質課）	359	特定非営利活動法人の定款の変更認証申請（政策・NPO協働推進課）	360
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定（環境農政・資源循環推進課）	359	大規模小売店舗の設置者等の変更の届出の概要（産業労働・商業流通課）	360
道路の区域変更及びその供用開始（県土整備・道路管理課）	359	<b>○入札公告</b>	
		特定調達契約に係る一般競争入札の実施（会計・調達課）	361
		<b>○正誤</b>	362

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム（URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>）の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

## 規 則

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第58号

### 住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行条例施行規則（平成22年神奈川県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

3 条例別表第3の3の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 道路交通法第100条の2第4項（第100条の3第3項において準用する場合を含む。）、第101条の7第2項若しくは第5項、第102条第6項、第104条第1項（第104条の2の2第6項において準用する場合を含む。）、第104条の2第2項（第104条の2の3第7項において準用する場合を含む。）、第108条の3第1項又は第108条の3の2の規定による通知を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（当該通知が到達しなかった場合に限る。）

(2) 道路交通法第102条第1項から第3項まで又は第103条第6項の規定による命令を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（当該命令に係る通知が到達しなかった場合に限る。）

(3) 道路交通法第104条の3第1項の規定による書面の交付を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（当該書面の交付をすることができなかった場合に限る。）

### 附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第59号

### 神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年神奈川県規則第84号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考中「平成30年3月31日まで」を「平成31年3月31日まで」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第60号

**海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則  
の一部を改正する規則**

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成9年神奈川県規則第1号）の一部を次のように改める。

第4条第1項中「法第17条第3項及び第2条の規定による報告」を「採捕の数量等の報告」に、「前条第1項又は第2項」を「前条第1項から第3項まで」に、「知事が別に指定する県の」を「県の機関の」に、「「県の電子計算機」という」を「同じ」に改め、「及び県の電子計算機」を削り、「入出力装置として知事が指定するもの」を「電子計算機」に改め、同条第2項中「県の」を「県の機関の使用に係る」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 電子情報処理組織を使用して行う採捕の数量等の報告については、前条第1項から第3項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「別記様式により」とあるのは、「採捕の数量等の報告者の使用に係る電子計算機を使用して」と読み替えるものとする。

第4条を第6条とする。

第3条第1項中「法第17条第3項及び前条の規定による報告」を「採捕の数量等の報告」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) くろまぐろ

第3条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) まいわし

第3条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「知事が」の次に「管理期間における第一種特定海洋生物資源の採捕の数量について」を加え、「法第17条第3項及び前条の規定による報告」を「採捕の数量等の報告」に、「前項」を「前2項」に、「年」を「管理期間」に、「陸揚げした日」を「陸揚げした日ごとに当該陸揚げした日」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事がくろまぐろに係る採捕の種類別及び期間別の数量について法第8条第2項の公表をした場合におけるくろまぐろに係る採捕の数量等の報告は、前項の規定にかかわらず、当該公表の日から当該公表の日が属する採捕の種類別及び期間別の数量に係る期間の末日までの間は、くろまぐろを陸揚げした日ごとに当該陸揚げした日から3日以内に別記様式により行わなければならない。

第3条を第5条とする。

第2条中「による報告」の次に「(以下「採捕の数量等の報告」という。)」を加え、「第16条」を「第17条」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 採捕に係る漁業の許可番号、免許番号又は承認番号

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 船名

第2条を第4条とする。

第1条中「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 定置漁業（漁業法第6条第3項第1号に掲げる定置漁業及

び同条第5項第2号に掲げる第二種共同漁業（定置網を使用するものに限る。）並びに神奈川県海面漁業調整規則（昭和40年神奈川県規則第109号）第7条第7号に規定する小型定置網漁業をいう。以下同じ。）

第1条に次の1項を加える。

2 くろまぐろの採捕に係る採捕の数量等の報告者は、前項各号に掲げる漁業を営む者のほか、次に掲げる漁業を営む者とする。

- (1) 漁業法第6条第5項に規定する共同漁業
- (2) 漁業法第7条に規定する入漁権に基づく共同漁業
- (3) 漁業法第110条第1項に規定する太平洋広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろまぐろ漁業
- (4) 神奈川県海面漁業調整規則第7条第1号に規定する小型まき網漁業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、くろまぐろを採捕する漁業

第1条を第3条とし、同条の前に次の2条を加える。

（くろまぐろの採捕状況の公表）

**第1条** 知事は、次に掲げる場合は、直ちにその旨を公表するものとする。

(1) くろまぐろの採捕の数量が、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）に定められた管理の対象となる期間（以下「管理期間」という。）におけるくろまぐろの漁獲可能量のうち神奈川県の数量を超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

(2) くろまぐろの採捕の数量が、くろまぐろに係る法第4条第1項に規定する神奈川県の計画に定められた採捕の種類別及び期間別の数量（以下「採捕の種類別及び期間別の数量」という。）を超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

（くろまぐろの採捕の停止等の期間）

**第2条** くろまぐろの採捕に係る法第10条第2項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 知事が前条第1号の規定による公表をした場合 当該公表の日から当該公表の日が属する管理期間の末日まで

(2) 知事が前条第2号の規定による公表をした場合 当該公表の日から当該公表の日が属する採捕の種類別及び期間別の数量に係る期間の末日まで

別記様式中「(第3条関係) (中型まき網漁業用)」を「(第5条関係) (中型まき網漁業用)」に改め、「船舶の」を削り、

採捕の数量
まいわし
kg

を

」

採捕の数量			
くろまぐろ		まいわし	
30kg未満	30kg以上		
kg	kg	kg	kg

改め、同様式の備考に次のように加える。

3 漁業協同組合が組合員に代わり採捕の数量を報告する場合は、住所及び氏名の部分に漁業協同組合名及び漁業協同組合代表者名を併記してください。

別記様式中「(第3条関係)(定置漁業用)」を「(第5条関係)(中型まき網漁業以外の漁業用)」に、

免 許 番 号	定 第	号
---------	-----	---

許可番号、免許番号又は承認番号	船 名
-----------------	-----

採捕の数量				
まいわし	まあじ	まさば及びごまさば	するめいか	
kg	kg	kg	kg	kg

採捕の数量					
くろまぐろ	まあじ	まいわし	まさば及びごまさば	するめいか	
30kg未満	30kg以上				
kg	kg	kg	kg	kg	kg

改める。

#### 附 則

- この規則は、平成30年7月1日から施行する。
- くろまぐろに係る改正後の第5条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「10日」とあるのは、「20日」とする。

#### 告 示

##### 神奈川県告示第311号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形

質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成30年6月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

##### 1 形質変更時要届出区域

伊勢原市三ノ宮字北風越1,917番の一部(次の図に示す部分に限る。)

##### 2 土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

(次の図は省略し、その図面は、神奈川県環境農政局環境部大気水質課及び神奈川県湘南地域県政総合センター環境部環境保全課において一般の縦覧に供する。)

##### 神奈川県告示第312号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域を次のとおり指定する。

平成30年6月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

指定番号	指定する区域	埋立地の区分
一廃-017	鎌倉市関谷字島ノ神1,522番1、1,523番、1,524番1、1,525番1、1,526番1、1,550番1、1,551番及び1,552番1の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第1号

##### 神奈川県告示第313号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、平成30年6月15日からその供用を開始する。

その関係図面は、神奈川県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県藤沢土木事務所において、平成30年6月15日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成30年6月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

##### 1 道路の種類

県道

##### 2 路線名

原宿六ツ浦

##### 3 道路の区域及び供用開始の区間

区 間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
鎌倉市十二所字和泉谷467番1から	旧	—	—
同 まで	498番1	9.7メートルから	258メートル
同	新		

**公安委員会告示****神奈川県公安委員会告示第10号**

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項ただし書の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

平成30年 6月15日

神奈川県公安委員会

委員長 岩 澤 啓 子

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

(旧) 横浜市港南区下永谷5丁目62番1-203号

(現) 所在不明

審査請求人 内田 正雄

2 公示事項

平成29年10月5日付けで提起のあった道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条第1項第5号の規定に基づく処分に係る審査請求について、平成30年2月21日裁決をしたが、当該裁決書の謄本は、神奈川県公安委員会（事務取扱は、神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転教育課）において保管し、いつでもこれを交付するので審査請求人は同委員会に出頭の上、受領されたい。

**公 告**

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、次のとおり公告します。

平成30年 6月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

申請のあつた年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成30年 5月28日	NPO法人人と馬のKAMAMMA	野口 操子	鎌倉市御成町13番32号	この法人は、障がい者、地域の子供、高齢者、癒しを必要とする多くの方へ、馬介在教育と療法の普及事業、乗馬を含む馬とのふれあいイベント企画および開催、馬事に関わる人材育成を通じて障がい者福祉の増進や青少年・高齢者の心身の健全化に寄与するとともに、広くその活動を社会に周知することを目的とします。

特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更認証申請がありましたので、次のとおり公告します。

平成30年 6月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

申請のあつた年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成30年 5月28日	特定非営利活動法人共働くむ	堀場 敦	大和市林間二丁目20番26号	この法人は、就労困難な障害者に対して、共に協力して運営し豊かな職業生活をするための福祉的就労の場を提供し、障害福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。
平成30年 6月 5日	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブきしやポップ	市川 千鈴	平塚市見附町17番7号	この法人は、子育て中の親と子どもたちに対して、必要な支援やそのしくみづくりをすすめることによって、安心して子育てができる、子どもたちがいきいきと育つことができる地域づくりに寄与することを目的とする。

年 6月15日から同年10月15日までに知事に意見書を提出できます。

平成30年 6月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県央地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、平成30年 6月15日から同年10月15日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、平成30

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

新生信託銀行株式会社

東京都中央区日本橋室町2-4の3

代表取締役 久保 貴裕

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイエー相武台店 座間市広野台1-5, 116の1ほか	
3 変更した事項	
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
変 更 前	変 更 後
新生信託銀行株式会社 東京都中央区日本橋室町2-4 の3 代表取締役 日下部 裕文	新生信託銀行株式会社 東京都中央区日本橋室町2-4 の3 代表取締役 久保 貴裕

4 変更の年月日  
平成30年4月1日

5 届出年月日  
平成30年5月15日

## 入札公告

### 特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

平成30年6月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

#### 1 調達内容

##### (1) 購入物品及び数量

校務パソコン（特別支援学校等・2期） 853台

##### (2) 購入物品の特質等

入札説明書及び仕様書によります。

##### (3) 納入期限

平成30年10月31日

##### (4) 納入場所

入札説明書及び仕様書によります。

##### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を入札書に記載してください。

なお、入札金額の100分の108に相当する金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申込みがあつるものとします。

#### 2 入札参加資格

##### (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

##### (2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借り入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「情報処理用機器」に登載されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。

##### (3) 当該物品を納入する能力を有する者であること。

##### (4) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、

次により資格審査を申請することができます。

#### ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ（神奈川県庁本庁舎1階 電話（045）210-6721）

#### イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム（URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>）の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請手続を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」（郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎1階）へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

#### ウ 申請期限

平成30年7月12日（木）正午

#### エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

#### 3 入札説明書の交付場所等

##### (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属

郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎1階 神奈川県会計局調達課調達第一グループ 高山順子 電話（045）210-6717

##### (2) 入札説明書の交付期間

平成30年6月15日（金）から同年7月11日（水）まで

#### 4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書及び入札説明書に記載する必要な書類等を平成30年7月12日（木）正午までに3の(1)の場所に提出してください。

#### 5 入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県庁本庁舎1階 神奈川県会計局調達課調達第一グループにおいて、かながわ電子入札共同システムにより入札を行います。

##### (1) 入札期間

平成30年8月27日（月）午前9時から同月29日（水）午後5時まで

##### (2) 開札日時

平成30年8月30日（木）午前8時30分

なお、郵便による入札をしようとする者は、平成30年8月29日（水）午後5時までに到着するよう3の(1)の場所に入札書を郵送してください。

#### 6 その他

##### (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札保証金

免除

## (3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

## (4) 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 詳細は、入札説明書によります。

## 7 Summary

## (1) The nature and quantity of the products to be purchased :

853 personal computers for school duties

## (2) Time limit of tender : 5:00 p.m., August 29, 2018

## (3) Contact point for the notice : Procurement Division of the Accounting Bureau, Kanagawa Prefectural Government, Nihon-Odori 1, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-8588 Japan, Tel (045) 210-6717

**正 誤**

平成11年2月23日定期第1032号

政策・政策法務課

ページ	欄	行 目	誤	正
129	右	上から9	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則(警察・生活安全総務課)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則(警察・生活安全総務課)

平成11年2月23日定期第1032号

警察・生活安全総務課

ページ	欄	行 目	誤	正
133	左	上から21	堀之内町	堀之内町